

○勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱

平成25年9月12日

告示第87号

(趣旨)

第1条 市長は、家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において、勝浦市補助金等交付規則（昭和44年勝浦市規則第16号）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める市内の住宅（店舗等の併用住宅含む。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム

2 補助対象設備の要件は別表1のとおりとする。

(補助対象設備を設置する住宅)

第3条 市が補助する補助対象設備を設置する住宅は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システムを設置する住宅は次の要件を満たすこと。
 - ア 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。
 - イ 市への実績報告の日までに次の各号のいずれかの設備が設置されていること。
 - (ア) エネルギー管理システム（HEMS）

住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHO NET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。
 - (イ) 定置用リチウムイオン蓄電システム
別表1に定める要件に該当するもの。
 - ウ 次の各号のいずれかに該当すること。
 - (ア) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅
 - (イ) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていること。
- (3) 住宅用太陽光発電システムを除く省エネルギー設備等を設置する住宅は次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅
 - イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

- ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅
- エ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置された市内に所在する住宅

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ次の要件を満たす補助対象設備を所有する者とする。ただし、勝浦市暴力団排除条例（平成23年勝浦市条例第21号）第2条に規定する暴力団員を除く。

- (1) 市内に住所を有すること。（補助対象設備の設置完了時までには住民登録をする場合を含む。）
 - (2) 市税を滞納していないこと。
 - (3) 設備の設置費を負担し、設備を所有すること。
 - (4) 補助対象設備を設置する住宅が第3条(1)ウ（イ）又は(3)イに該当する場合は、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について同意を得ている者
 - (5) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の省エネルギー設備等に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、勝浦市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業に基づく補助を受けていない者
 - (6) 補助対象設備のうち、太陽光発電システムを設置する場合は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定により、電気事業者
- 2 前項は、戸建住宅に設置するもののみとし、集合住宅に設置するものは補助しないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては更に当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事に着手する前（住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得しようとする者にあつては、住宅の引渡しを受ける前）に、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式の1）

- (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置予定図面
- (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- (6) 市税に係る納税証明書
- (7) 設置しようとする住宅の位置図
- (8) 住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付等の決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、第5条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付申請取下げ書（別記第5号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、工事完了の日から（第3条(2)エに該当する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しの日から）30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業結果報告書（別記第6号様式の1）
- (2) 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類・内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真

- (4) 補助対象設備が未使用であることを確認できる書類
- (5) 住民票の写し（実績報告書の提出日の3ヶ月以内に発行されたもの。）
- (6) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、以下の書類の写し
 - ア 電気事業者との特定契約締結を証する書類
 - イ 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項(1)アに該当することを証明する書類
 - ウ 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項(1)イに該当することを証明する書類
- (7) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項(2)に該当することを証明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行う等その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、別表3に定める年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、勝浦市住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書（別記第9号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 市長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、勝浦市住宅用省エネルギー

ギー設備等設置補助金処分承認（不承認）通知書（別記第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

- 3 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第17条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第2条第1項第1号に規定する太陽光発電システムに係る全ての条文は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第32号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第39号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第40号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第44号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第52号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第39号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第28号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

設備の種類	設備の要件
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りて連系するものであること。(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。<ul style="list-style-type: none">ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。ウ 一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているものであること。(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該地を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記

	の要件を満たすこと。
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているものであること。

別表第2（第5条関係）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額※
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	単価2万円/kW (上限9万円)
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	上限5万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	上限10万円

※太陽光発電システムにあつては、太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワットあたりの単価を乗じて得た額とする。なお、各設備とも申請者が負担する設備費の額を上限とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第3（第14条関係）

設備の種類	耐用年数	備考
太陽光発電	17年	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表電気業用設備—その他の設備—主として金属製のもの
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	6年	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表器具及び備品—家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）—電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表建物付属設備—電気設備—蓄電池電源設備

別記第1号様式（第6条関係）

勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付申請書

年 月 日

勝浦市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付を受けたいので、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム(エネファーム) <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム
設置場所住所	
補助金交付申請額	円
補助対象設備設置工事着 工予定日	年 月 日
補助対象設備設置工事 完了予定日	年 月 日
補助対象設備を設置 する建物等の種類別 (いずれかに○印) ※太陽光発電システムを 設置する場合には2、3 は対象外	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅(建売住宅等)を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 (2・3の場合 入居予定 年 月)

：

(※裏面もご記入ください。)

補助対象設備を設置する住宅等の所有者氏名			
補助対象設備を設置する住宅等の所有関係 (いずれかに○印)		1 申請者のみが所有(予定も含む。) 2 申請者以外の第三者が所有 3 申請者以外の第三者と共同所有 ※2・3の場合は下記添付書類のうち7の提出が必要になります。	
補助対象設備が太陽光発電システムの場合該当するものに☑を記入の上()内に必要事項を記入	1	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムを設置しようとする住宅にエネルギー管理システム(HEMS)又はリチウムイオン蓄電システムを設置済みである。 設置済みの設備の種類() 設置済みの設備の型番() <input type="checkbox"/> 本補助金申請に係る実績報告の日までに、太陽光発電システムを設置しようとする住宅にエネルギー管理システム(HEMS)又はリチウムイオン蓄電システムを設置予定である。 設置予定の設備の種類() 設置予定の設備の型番()	
	2	太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 設置済み <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システムと同時に設置	
補助金振込先	金融機関名		支店名
	口座種別		口座番号
	口座名義		フリガナ

添付書類

- 1 事業計画書(別記第1号様式の1)
- 2 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
- 3 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- 4 補助対象設備の設置予定図面
- 5 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真(住宅全体、補助対象設備の設置予定場所等)

- 6 市税に係る納税証明書
- 7 住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類
- 8 設置しようとする住宅の位置図
- 9 その他市長が必要と認める書類

備考 申請事項に虚偽がある場合には補助金の交付が取り消されます。

この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、勝浦市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守しなければなりません。また、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければなりません。

第1号様式の1(第6条関係)

事業計画書

設 備	補助対象経費 ※ 1	補助金交付申請書※2	仕 様
太陽光発電システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 最大出力 kW
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	円	円	製造者名 品名番号(発電ユニット) 品名番号(貯湯ユニット) 製造番号 発電出力 kW
定置用リチウムイオン蓄電システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 蓄電能力 kwh
合 計	円	円	

※1 「補助対象経費」は、設置費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額（設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額）を記入すること。

※2 補助金交付申請額は、設備ごとに補助対象経費の額を上限とする。

第2号様式（第7条関係）

勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付（不交付）決定通知書

勝浦市指令第 号
年 月 日

様

勝浦市長

年 月 日付けで申請のあった勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付については、下記のとおり決定したので、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

内 訳	太陽光発電システム	円
	家庭用燃料電池システム(エネファーム)	円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	円

交付の条件

- 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 補助事業者は、補助事業が期間内に完了しない場合は、その理由その他必要な事項を書面により市長に報告しなければならない。
- 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、市長から要求があったときは書面により市長に報告しなければならない。
- 勝浦市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守しなければならない。

2 不交付

(不交付の理由)

3 協力の義務

この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければなりません。

第3号様式（第8条関係）

勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金変更申請書

年 月 日

勝浦市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け、勝浦市指令第 号をもって補助金の交付決定のあった補助対象設備について変更したいので、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第4号様式（第8条関係）

勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金変更承認（不承認）通知書

勝浦市指令第 号
年 月 日

様

勝浦市長

年 月 日付けで申請のあった変更については、下記のとおり承認（不承認）としたので、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

承認による交付決定額 _____ 円

内 訳	太陽光発電システム	円
	家庭用燃料電池システム(エネファーム)	円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	円

交付の条件

- 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 補助事業者は、補助事業が期間内に完了しない場合は、その理由その他必要な事項を書面により市長に報告しなければならない。
- 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、市長から要求があったときは書面により市長に報告しなければならない。
- 勝浦市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守しなければならない。

2 不承認

(不承認の理由)

第5号様式（第9条関係）

勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付申請取下げ書

年 月 日

勝浦市長 様

届出者 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け、勝浦市指令第 号をもって補助金の交付決定のあった勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金については、下記の理由により取り下げたいので、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

1 交付決定額 _____ 円

内 訳	〔	太陽光発電システム	円
		家庭用燃料電池システム(エネファーム)	円
		定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	〕		

2 取下げの理由

第6号様式(第10条関係)

勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金実績報告書

年 月 日

勝浦市長 様

届出者 住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け、勝浦市指令第 号をもって勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付決定を受けた補助対象設備の設置が完了したので、勝浦市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日	年 月 日

(※裏面もご記入ください)

下記を確認し、該当するものに☑を記入すること。

<input type="checkbox"/> 設置した設備は未使用品である。
<input type="checkbox"/> 設置した設備が太陽光発電システムの場合、設備の設置工事着工日は設置する住宅の建築工事完了日以降である。 ※添付書類のうち 6 イの提出が必要です。
<input type="checkbox"/> 設置した設備が太陽光発電システムの場合、太陽光発電システムを設置した住宅にエネルギーマネジメントシステム (HEMS) 又はリチウムイオン蓄電システムを設置済みである。 設置済みの設備の種類 () 設置済みの設備の型番 () ※補助申請時に設備の種類及び型番を報告済みの場合には記入不要です。 ※添付書類のうち 6 ウの提出が必要です。
<input type="checkbox"/> 設置した設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置した住宅に太陽光発電システムを設置済みである。 ※添付書類のうち 7 の提出が必要です。

添付書類

- 1 事業結果報告書(第 6 号様式の 1)
- 2 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類・内訳書の写し
- 3 補助対象設備の設置状況が確認できる写真(住宅全体、補助対象設備の設置場所等)
- 4 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- 5 住民票の写し(実績報告書の提出日の 3 ヶ月以内に発行されたもの。)
- 6 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、以下の書類の写し
 - ア 電気事業者との特定契約締結を証する書類
 - イ 補助対象設備を設置する住宅が第 3 条第 1 項 (1) アに該当することを証明する書類
 - ウ 補助対象設備を設置する住宅が第 3 条第 1 項 (1) イに該当することを証明する書類
- 7 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第 3 条第 1 項 (2) に該当することを証明する書類 (例：売電明細又は接続契約のご案内の写し)
- 8 その他市長が必要と認める書類

第6号様式の1(第10条関係)

事業結果報告書

設 備	補助対象経費 ※	補助金交付決定 額 (内 訳)	仕 様
太陽光発電 システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 最大出力 kW
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	円	円	製造者名 品名番号(発電ユニット) 品名番号(貯湯ユニット) 製造番号 発電出力 kW
定置用リチウムイオン蓄電システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 蓄電能力 kwh
合 計	円	円	

※1 「補助対象経費」は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額（設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額）を記入すること。

※2 補助金交付決定額は、設備ごとに補助対象経費の額を上限とする。

第7号様式（第11条関係）

勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金確定通知書

勝浦市達第 号
年 月 日

様

勝浦市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助対象設備の設置に係る補助金については下記のとおり確定したので、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 _____ 円

2 協力の義務

この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、勝浦市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守しなければなりません。また、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければなりません。

第8号様式（第12条関係）

勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付請求書

年 月 日

勝浦市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け、勝浦市達第 号をもって確定通知のあった勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金について、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通・当座	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏名	

第9号様式（第14条関係）

勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金設備処分承認申請書

年 月 日

勝浦市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け勝浦市指令第 号をもって勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付決定を受けた設備について、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり処分の承認を申請します。

記

処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・移設・その他 ※該当する項目を○で囲んでください。 ※その他の場合は下記に詳細を記載してください。 ()
処分の時期	始期： 年 月 日 終期： 年 月 日
処分の理由	※具体的に記述してください。
処分の条件	※処分することによって収益があった場合はその額を記載してください。

【注意事項】

- ・要綱に定める耐用年数以内に処分をすると、補助金の全部または一部の返還を求められることがあります。

第10号様式（第14条関係）

勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金設備処分承認（不承認）通知書

勝浦市指令第 号
年 月 日

様

勝浦市長

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 承認（不承認）
- 2 承認の条件（不承認の理由）
- 3 納付額 円
（財産を処分することにより収入があった場合）

第11号様式（第15条関係）

勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付決定取消通知書

勝浦市指令第 号
年 月 日

様

勝浦市長

年 月 日付け、勝浦市指令第 号をもって交付決定した勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消した補助金の額 _____ 円
- 2 取消し後の補助金額 _____ 円
- 3 取消しの内容とその理由